



課、岩木町建設課、藤崎町経済建設課、大鰐町建設課、尾上町建設課、平賀町建設課及び田舎館村建設課に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第三百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、八戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課、八戸市都市開発部都市政策課、下田町建設課及び百石町建設下水道課に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第三百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、六ヶ所都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び六ヶ所村企画調整課に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第三百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、黒石都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び黒石市建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第三百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、五所川原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び五所川原市建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第三百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、十和田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び十和田市建設部都市整備建築課に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第三百六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、三沢都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び三沢市建設部都市整備課に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図

- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第三百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、むつ都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及びむつ市建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第三百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、平内都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び平内町建設課に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第三百六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、蟹田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び蟹田町産業課に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第三百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、鱒ヶ沢都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び鱒ヶ沢町建設課に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第三百六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、木造都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課、木造町建設課、森田村産業建設課及び柏村総務課に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第三百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、浪岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び浪岡町建設課に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第三百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、板柳都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を決定したので、同法第二十条

第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び板柳町建設課に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第三百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、鶴田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び鶴田町建設課に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第三百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、野辺地都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び野辺地町建設課に備え置

いて縦覧に供する。

平成十六年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第三百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、七戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び七戸町建設課に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第三百七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、六戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び六戸町企画財政課に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第三百七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、上北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び上北町企画課に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第三百七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、東北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び東北町企画課に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第三百七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、大畑都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び大畑町建設課に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第三百七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、三戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課、三戸町ふるさと農村課及び南部町建設課に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図

- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第三百七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、五戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び五戸町建設課に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第三百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、階上都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び階上町建設課に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第三百七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、青森都市計画区域区分に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び青森市都市整備部都市政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第三百七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、弘前広域都市計画区域区分に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課、弘前市都市開発部都市計画課、岩木町建設課、藤崎町経済建設課、大鰐町建設課、尾上町建設課、平賀町建設課及び田舎館村建設課に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第三百八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、八戸都市計画区域区分に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課、八戸市都市開発部都市政策課、下田町建設課及び百石町建設下水道課に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第三百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、六ヶ所都市計画区域区分に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び六ヶ所村企画調整課に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

（発行者・発行人）  
青森市長島一丁目一番一  
号 青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町二丁目番七  
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭